

令和8年度 金山町インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種実施要領

1 目的

次の予防接種を医療機関において実施するために必要な事項を定めます。

金山町では、予防接種法第5条第1項に定められた接種（定期接種）と、それ以外の任意の接種（任意接種）の両方を対象とします。

- （1）インフルエンザ
- （2）新型コロナウイルス

2 接種対象者及び実施期間

接種対象者 金山町に住民登録がある生後6か月以上の方。
接種の実施期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日まで。

3 接種回数

1回とします。ただし、次の場合は2回まで認めます。

- （1）インフルエンザ 医師が必要と認める場合（通常12歳以下）

4 被接種者の自己負担額

インフルエンザ、新型コロナウイルスいずれも1回当たり2,000円とします（2回接種する方は4,000円になります）。ただし、生活保護世帯に属する被接種者の自己負担は0円とします。

5 予防接種の実施方法

- （1）予防接種の業務は、金山町長と予防接種助成額の代理受領に関する契約を締結した医師会に所属する医療機関（以下「契約医療機関」といいます。）の医師により行います。
- （2）町は、この要領の内容を広報誌等により広報します。
- （3）予診票は、契約医療機関の窓口で配付します。
- （4）被接種者は、契約医療機関にマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、身体障がい者手帳等（以下「保険証等」という。）、助成の対象であることが確認できる書類を提出することとします。
- （5）接種にあたっては、次の事項について確認した上で行うものとします。
 - ア 医師は、被接種者が当該予防接種の対象であるか保険証等により確認する。
 - イ 医師は、被接種者がその必要性を理解しているか確認する。
 - ウ 医師は、予診票、問診、視診及び聴診により被接種者の健康状態を確認する。
 - エ 医師は、被接種者に予防接種後起こりうる症状、副作用等について指導をする。
 - オ 医師は、被接種者の意志を確認の上予防接種を行い、予防接種にあたってはワクチン使用説明書を参照のこと。
 - カ 医師は、予防接種を行った場合には、健康手帳に必要事項を記載し、健康手帳を持たない方に対しては予防接種済証を交付する。

6 予防接種を行ってはならない方

予防接種法施行規則第2条に該当する方には接種してはなりません。

- （1）明らかな発熱を呈している方（通常37.5℃を超える場合）
- （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- （3）接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方
- （4）高齢者の定期接種の場合、予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性

- 発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある方
(5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

7 健康被害発生時の対応

医師は、予防接種後の健康被害又はその疑いのある患者を診察した場合は、次の事項に注意することとします。

- (1) 患者又は家族から詳しく問診し、病歴に確実に記録しておく。
- (2) 主要症状について確実に把握し、詳細に記載しておく。
- (3) 接種部位の変化（発疹、腫脹及び化膿等）の有無及び程度について必ず観察し記録する。
- (4) 事故発生後は、直ちに予防接種後副反応報告書を用い、町へ報告する。

8 接種費用の助成方法

予防接種費用の助成は、代理受領方式を原則とし、契約医療機関に接種費用に係る助成額（町負担分）を支払う方法により実施します。ただし、やむを得ない事情により、代理受領方式をとれない場合や契約医療機関以外で接種を受けた対象者については、償還払い方式により助成します。

9 予診票及び実施報告書兼予防接種請求書の提出

予防接種を実施した契約医療機関は、予防接種予診票及び実施報告書兼予防接種請求書（第1号様式）を、接種を実施した翌月10日までに金山町に提出することとします。

10 償還払いの方法

被接種者が、令和9年3月31日までに次の書類を町長あてに提出することとします。なお、償還払いには上限額を設け、その額は町長が別に定めます。

- (1) 防接種助成事業償還払込請求書（第2号様式）
- (2) 医療機関が発行する予防接種済証の写し
- (3) 領収書の写し

11 その他

この要領に定めのない事項については、町長が別に定めます。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行し、令和9年3月31日限りでその効力を失います。